

## 都市づくり支援事業第三者評価委員会都民委員選考要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）の都市づくり支援事業第三者評価委員会にかかる都民委員の募集及び選考に必要な事項を定めるものとする。

### (募集方法)

第2条 都民委員の募集は、公社ホームページにより行なうものとする。

### (募集人員)

第3条 募集人員は、1名とする。

### (応募方法)

第4条 都民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、別紙1の「応募用紙兼小論文（以下「応募用紙」）を公社へ提出するものとする。

2 提出された応募用紙は返却しないものとする。

### (応募資格)

第5条 応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募時点において、20歳以上であること。
- (2) 東京都内に居住していること。
- (3) 任期終了まで、継続して会議に出席できること。

2 次のいずれかに該当する者については、応募することができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定める者、又はそれに準ずる者 (5) 政治活動及び宗教活動に、整備後の施設の利用を予定している者 (6) その他、反社会的団体又は公序良俗に反する団体等に所属している者

### (選考方法)

第6条 都民委員の選考は、第1次選考として、応募用紙を別紙2の「第1次評価票及び基準」により審査を行い、3名以内の者を選定する。その後、第1次選考により選定したのに対し、面接による第2次選考を行い、別紙3の「第2次評価票及び基準」によ

り審査を行い、1名を決定する。

2 選考の結果、全ての応募者が一定の水準に達していない場合は、委員を決定しないことができる。

3 第1次、第2次選考において、候補者が辞退したときは、同選考において、合計点の高い順位の者を繰り上げて、決定する。

(選考結果の取り消し)

第7条 選考委員会は、応募用紙等の記載内容に虚偽があることが判明した場合は、選考結果を取り消すことができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項は、委員会において別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

公益財団法人東京都都市づくり公社  
理事長 様

## 都市づくり支援事業第三者評価委員会都民委員の応募について

公益財団法人東京都都市づくり公社が定める都市づくり支援事業第三者評価委員会都民委員選考要領に同意したので、同要領第4条第1項の規定により、下記のとおり、第三者評価委員会都民委員に応募します。

## 1 申請者

フリガナ					性別
申請者氏名		印			男・女
生年月日		昭和・平成 年 月 日生(満 歳)			
申請者との連絡方法	電話	—	—	F A X	—
	E-mail				
勤務先・所属機関	名称				
	部署				
	役職等				
	住所	〒	—		

## 2 小論文

テーマ、字数等は応募時に発表

別紙 2「第 1 次評価表及び基準」

1 応募適格

次のいずれかに該当しないときは、その後の選考は行わないものとする。

- ア 応募時点で 20 歳以上であること
- イ 東京都内に在住していること
- ウ その他必要な事項

2 小論文審査

受付 番号	審査項目							評価
	知識度	経験度	関心度	理解度	公平性	判断力	表現力	合計
1								
2								
3								
～								

※各項目の着眼点

- 知識度：都市づくりに対する知識を備えているか。
- 経験度：都市づくりに関連する経験を有しているか。
- 関心度：都市づくりに対する関心は高いか。
- 理解度：公社事業及び都市づくり支援事業を十分に理解しているか。
- 公平性：考え方や意見に偏りがいないか。
- 判断力：都民の視点に立って、事業を評価する能力があるか。
- 表現力：論理が整然としており、表現が明確か。

※各審査項目について、次に掲げる 5 段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

各審査項目について 5 段階で評価し、平均 3 点以上かつ上位の者から選定する。

別紙 3「第 2 次評価表及び基準」

受付 番号	応募者 氏名	審査項目					評価
		応募の動機	評価委員会 の所管事項 に関する理 解度、知識	評価委員会 についての 問題意識	会議、議論 に対する錬 度	他人に対 する許容 性	合計
1							
2							
3							

※各項目の着眼点

応募の動機	: 意欲、熱意が感じられるか
評価委員会の所管事項に関する理解度、知識	: 制度についての理解や知識があるか
評価委員会についての問題意識	: 評価委員会や委員としての役割認識
会議、議論に対する錬度	: 意見等を積極的かつ的確に述べられるか
他人に対する許容性	: 他の意見を聞き、協調性を持って会議に参加できるか

※各審査項目について、次に掲げる 5 段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

各審査項目について 5 段階で評価し、平均 3 点以上かつ上位の者のうち、第 1 次選考及び第 2 次選考の評価点の合計点の高い者を選定する。

※ 全ての応募者が一定の水準に達していない場合は決定しない。